

衆議院小選挙区選出議員選挙における各種選挙公営用紙

1 選挙運動用自動車関係書類

(1) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	-----	様式 1
(2) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	-----	様式 2
(3) 請求書（選挙運動用自動車の使用）	-----	様式 3
(4) 自動車燃料代確認申請書	-----	様式 4
(5) 自動車燃料代確認書	-----	様式 5
(6) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	-----	様式 6
(7) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	-----	様式 7

2 通常葉書作成関係書類

(1) 通常葉書作成契約届出書	-----	様式 8
(2) 通常葉書作成枚数確認申請書	-----	様式 9
(3) 通常葉書作成枚数確認書	-----	様式 10
(4) 通常葉書作成証明書	-----	様式 11
(5) 請求書（通常葉書の作成）	-----	様式 12

3 ビラ作成関係書類

(1) ビラ作成契約届出書	-----	様式 13
(2) ビラ作成枚数確認申請書	-----	様式 14
(3) ビラ作成枚数確認書	-----	様式 15
(4) ビラ作成証明書	-----	様式 16
(5) 請求書（ビラの作成）	-----	様式 17

4 選挙事務所用立札・看板作成関係書類

(1) 選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	-----	様式 18
(2) 選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書	-----	様式 19
(3) 選挙事務所用立札・看板作成数確認書	-----	様式 20
(4) 選挙事務所用立札・看板作成証明書	-----	様式 21
(5) 請求書（選挙事務所用立札・看板の作成）	-----	様式 22

5 自動車等取付用立札・看板作成関係書類

(1) 自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	-----	様式 23
(2) 自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書	-----	様式 24
(3) 自動車等取付用立札・看板作成数確認書	-----	様式 25
(4) 自動車等取付用立札・看板作成証明書	-----	様式 26
(5) 請求書（自動車等取付用立札・看板の作成）	-----	様式 27

6 個人演説会場用立札・看板作成関係書類

(1) 個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	-----	様式 28
(2) 個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書	-----	様式 29
(3) 個人演説会場用立札・看板作成数確認書	-----	様式 30
(4) 個人演説会場用立札・看板作成証明書	-----	様式 31
(5) 請求書（個人演説会場用立札・看板の作成）	-----	様式 32

7 ポスター作成関係書類

(1) ポスター作成契約届出書	-----	様式 33
(2) ポスター作成枚数確認申請書	-----	様式 34
(3) ポスター作成枚数確認書	-----	様式 35
(4) ポスター作成証明書	-----	様式 36
(5) 請求書（ポスターの作成）	-----	様式 37

8 各種契約書例

(1) 運送契約書例（一般運送契約用）	-----	別紙 1
(2) 車輛賃貸借契約書例（自動車の借入れ契約用）	-----	別紙 2

(3)	選挙運動用自動車燃料供給契約書例（燃料供給の契約用）	別紙 3
(4)	自動車運転契約書例（運転手の雇用契約用）	別紙 4
(5)	選挙運動用通常葉書作成契約書例	別紙 5
(6)	選挙運動用ビラ作成契約書例	別紙 6
(7)	選挙事務所用立札・看板作成契約書例	別紙 7
(8)	選挙運動用自動車等取付用立札・看板作成契約書例	別紙 8
(9)	個人演説会場用立札・看板作成契約書例	別紙 9
(10)	選挙運動用ポスター作成契約書例	別紙 10

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
平成29年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	平成29年 月 日			円	
運転手の雇用	平成29年 月 日			円	
燃料代	平成29年 月 日			円	

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

平成29年 月 日

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

記

運送等契約区分（該当する方の番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所 氏名又は名称 代表者氏名		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	平成29年 月 日	円	
	平成29年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が、青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	15,800円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、青森県に支払を請求することはできません。
- 8 上記の表中、記載欄に不足を生じる場合は、備考欄に「別紙のとおり」と記入のうえ、別紙に記載し、この証明書を添付してください。

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

平成 29 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

印

公職選挙法施行令第 109 条の 4 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 請求金額 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 候補者の氏名
- 金融機関名、口座名及び口座番号（普通、当座の別）

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
 - 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

1 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
平成29年 月 日	()円×1台= 円	15,800円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

2 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販売金額(イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考			
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
平成29年 月 日		()円×()リットル= 円						
計		円				円	円	

- 備考 1 基準限度額(ロ)の計の欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 請求金額の計の欄には、販売金額(イ)の計の欄又は基本限度額(ロ)の計のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

3 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
平成29年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

記

- 1 契約年月日 平成29年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

確認番号

自動車燃料代確認書

公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号口の規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号口に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会
委員長 柿崎光顯 印

記

- 1 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、青森県に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書

(燃 料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

平成 2 9 年 月 日

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

記

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		住所 氏名又は名称 代表者氏名		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 自動車の登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
平成29年 月 日		リットル	円	
平成29年 月 日		リットル	円	
平成29年 月 日		リットル	円	
平成29年 月 日		リットル	円	
平成29年 月 日		リットル	円	
平成29年 月 日		リットル	円	
平成29年 月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 上記の表中、記載欄に不足を生じる場合には、備考欄に「別紙のとおり」と記入のうえ、別紙に記載し、この証明書に添付してください。

選挙運動用自動車使用証明書 (運 転 手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

平成 29 年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
平成29年 月 日	円	
平成29年 月 日	円	
平成29年 月 日	円	
平成29年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が、青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、青森県に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定した 1 人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、青森県に支払を請求することはできません。
- 8 上記の表中、記載欄に不足を生じる場合は、備考欄に「別紙のとおり」と記入の上、別紙に記載し、この証明書を添付してください。

通常葉書作成契約届出書

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

次のとおり通常葉書の作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
平成29年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

通常葉書作成枚数確認申請書

次の通常葉書作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

- 1 契約年月日 平成29年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 代表者氏名
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、通常葉書作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、通常葉書作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の通常葉書作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号

通常葉書作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会
委員長 柿崎光顯 印

記

- 1 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

平成29年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

通常葉書作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	住所 氏名又は名称 代表者氏名
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 通常葉書作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 35,000枚
 - 限度額 7.71円（単価）×当該作成枚数＝限度額

請 求 書
(通常葉書の作成)

平成 29 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

印

公職選挙法施行令第 109 条の 7 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号（普通、当座の別）

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

別記請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額 (A) × (B) = (C)	単価	枚数	金額 (D) × (E) = (F)	単価	枚数	金額 (G) × (H) = (I)	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
円	枚	円	7.71円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求をすることはできません。

ビラ作成契約届出書

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
平成29年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

- 1 契約年月日 平成29年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 代表者氏名
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号

ビラ作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会
委員長 柿崎光顯 印

記

- 1 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

平成29年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	住所 氏名又は名称 代表者氏名
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数 70,000枚
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 $7.51円(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額$
 - ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{375,500円 + 5.02円 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当該作成枚数} = 単価 \cdots 1 銭未満の端数は切上げ$$

$$単価 \times 当該作成枚数 = 限度額$$

請求書
(ビラの作成)

平成 29 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

印

公職選挙法施行令第 109 条の 8 において準用する第 109 条の 7 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号（普通、当座の別）

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

別記請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。
- 3 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7.51 円
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{375,500 \text{円} + 5.02 \text{円} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- 4 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 5 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 6 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 7 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。

選挙事務所用立札・看板作成契約届出書

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

次のとおり選挙事務所用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約数	作成契約金額	
平成29年 月 日			円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書

次の選挙事務所用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿 平成29年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

- 1 契約年月日 平成29年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 代表者氏名
- 3 確認申請数 _____

区 分	作 成 数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)		
今 回 の 数 (b)		
計 (a) + (b)		
備 考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙事務所用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。

確認番号

選挙事務所用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会
委員長 柿崎光顯 印

記

- 1 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認数

備考

- 1 この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

平成 2 9 年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所 氏名又は名称 代表者氏名
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 数 3
 - (2) 限度額
54,914円×確認された作成数

請 求 書
(選挙事務所用立札・看板の作成)

平成 2 9 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

印

公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 2 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号（普通、当座の別）

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

別記請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	数	金額 (A) x (B) = (C)	単価	数	金額 (D) x (E) = (F)	単価	数	金額 (G) x (H) = (I)	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
円		円	円		円	円		円	
			54,914						

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の数を記載してください。
- 5 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。

自動車等取付用立札・看板作成契約届出書

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

次のとおり自動車等取付用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約数	作成契約金額	
平成29年 月 日			円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書

次の自動車等取付用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第 110 条の 3 において準用する第 110 条の 2 第 2 項の規定による確認を受けたいので申請します。

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿 平成 29 年 月 日

平成 29 年 10 月 22 日 執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

- 1 契約年月日 平成 29 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 確認申請数 _____

区 分	作 成 数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数 (a)		
今 回 の 数 (b)		
計 (a) + (b)		
備 考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、自動車等取付用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。

確認番号

自動車等取付用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会
委員長 柿崎光顯 印

記

- 1 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認数

備考

- 1 この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

平成29年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所 氏名又は名称 代表者氏名
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 立札・看板作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の額は、次のとおりです。
 - 数 4
 - 限度額
51,992円×確認された作成数

請 求 書
(自動車等取付用立札・看板の作成)

平成 29 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

印

公職選挙法施行令第 110 条の 3 において準用する第 110 条の 2 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号（普通、当座の別）

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

別記請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	数	金額	単価	数	金額	単価	数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円		円	円		円	円		円	
			51,992						

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成数確認書及び自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の数を記載してください。
- 5 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。

個人演説会場用立札・看板作成契約届出書

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

次のとおり個人演説会場用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約数	作成契約金額	
平成29年 月 日			円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書

次の個人演説会場用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

- 1 契約年月日 平成29年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名

3 確認申請数 _____

区 分	作 成 数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)		
今 回 の 数 (b)		
計 (a) + (b)		
備 考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、個人演説会場用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。

確認番号

個人演説会場用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会
委員長 柿崎光顯 印

記

- 1 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認数

備考

- 1 この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

平成 2 9 年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所 氏名又は名称 代表者氏名
作成数	
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 数 5
 - (2) 限度額
39,725円×確認された作成数

請 求 書
(個人演説会場用立札・看板の作成)

平成 29 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

印

公職選挙法施行令第 125 条の 3 において準用する第 110 条の 2 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号（普通、当座の別）

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

別記請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	数	金額	単価	数	金額	単価	数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円		円	円		円	円		円	
			39,725						

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成数確認書及び個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の数を記載してください。
- 5 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。

ポスター作成契約届出書

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

印

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
平成29年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第 110 条の 4 第 2 項の規定による確認を受けたいので申請します。

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯 殿

平成 29 年 月 日

平成 29 年 10 月 22 日 執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

- 1 契約年月日 平成 29 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 代表者氏名
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号

ポスター作成枚数確認書

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成29年 月 日

青森県選挙管理委員会
委員長 柿崎光顯 印

記

- 1 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成29年 月 日

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者 印

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	住所 氏名又は名称 代表者氏名
作成枚数	枚
作成金額	円
ポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 枚 (ポスター掲示場数 × 2)

(2) 限度額

$$\frac{310,500円 + 262,530円 + 27.50 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \quad \text{円 (単価)}$$

(1円未満の端数は切上げ)

単価 () 円 × 確認された作成枚数 = 限度額

請 求 書
(ポスターの作成)

平成 29 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

印

公職選挙法施行令第 110 条の 4 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号（普通、当座の別）

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

別記請求内訳書

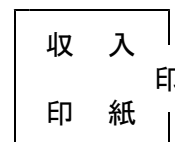
作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 「選挙区内におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 3 (D) 欄には、次の単価を記載してください。

$$\frac{573,030円 + 27.50 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{円 (単価)}$$
 (1円未満の端数は切上げ)
- 4 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 5 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 6 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 7 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。

運 送 契 約 書



衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)
 う。)と、 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的
公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号
- 3 台数 1台
- 4 使用期間
平成29年 月 日から
平成29年 月 日まで 日間
- 5 契約金額 円
(内訳 1日 円 × 日間)
- 6 使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。
- 7 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。
 なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
 ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。
- 8 その他
平成29年 月 日（契約締結年月日）
 甲 住 所
 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
 氏 名 印
 乙 住 所
 名 称 印
 代 表 者 印

車輛賃貸借契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、車輛の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的
公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号
- 3 台数 1台
- 4 使用期間
平成29年 月 日から
平成29年 月 日まで 日間
- 5 契約金額 円
(内訳 1日 円× 日間)
- 6 使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。
- 7 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。
なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。
- 8 その他
平成29年 月 日（契約締結年月日）
甲 住 所

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代 表 者 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料の供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間
平成29年 月 日から平成29年 月 日まで
- 2 供給場所
所在地

名 称
- 3 供給を受ける自動車の登録番号
- 4 金 額
単価は、1リットル当たり 円（税込み）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。
- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。
なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。
- 6 その他
平成29年 月 日（契約締結年月日）
甲 住 所

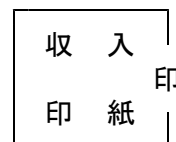
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代 表 者 印

自動車運転契約書



衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

平成29年 月 日から
 平成29年 月 日まで 日間
 原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額

円
 (1日につき 円)

3 運転する車両の登録番号

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

5 その他

平成29年 月 日(契約締結年月日)

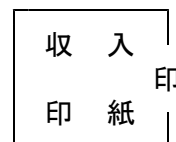
甲 住 所

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
 氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

選挙運動用通常葉書作成契約書



衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品名
公職選挙法第142条に定める選挙運動用通常葉書

2 契約金額 円
(単価 円 銭 × 数量 枚)

3 納入期限
平成29年 月 日

4 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

5 その他
平成29年 月 日（契約締結年月日）
甲 住 所

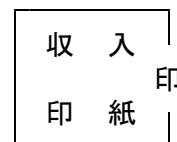
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代 表 者 印

選挙運動用ビラ作成契約書



衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名
公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ

2 契約金額 円
(単価 円 銭 × 数量 枚)

3 納入期限
平成29年 月 日

4 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

5 その他
平成29年 月 日（契約締結年月日）
甲 住 所

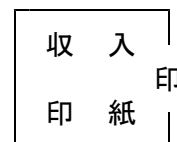
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代 表 者 印

選挙事務所用立札・看板作成契約書



衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、
 (以下「乙」という。)は、次の立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品名

公職選挙法第143条に定める選挙事務所用立札・看板

2 契約金額

円
 (単価 円 × 数量)

3 納入期限

平成29年 月 日

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

5 その他

平成29年 月 日(契約締結年月日)

甲 住 所

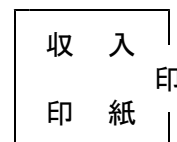
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代 表 者 印

選挙運動用自動車等取付用立札・看板作成契約書



衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、
 (以下「乙」という。)は、次の立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品名

公職選挙法第143条に定める選挙運動用自動車等取付用立札・看板

2 契約金額 円
 (単価 円 × 数量)

3 納入期限
 平成29年 月 日

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

5 その他

平成29年 月 日(契約締結年月日)

甲 住 所

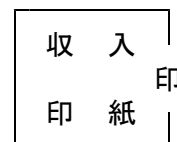
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代 表 者 印

個人演説会場用立札・看板作成契約書



衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)
 う。)と、 (以下「乙」という。)は、次の立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品名
 公職選挙法第164条の2に定める個人演説会場用立札・看板

2 契約金額 円
 (単価 円×数量)

3 納入期限
 平成29年 月 日

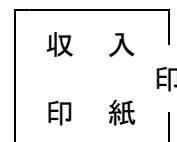
4 請求及び支払
 この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。
 なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
 ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

5 その他
 平成29年 月 日(契約締結年月日)
 甲 住 所

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
 氏 名 印

乙 住 所
 名 称 印
 代 表 者 印

選挙運動用ポスター作成契約書



衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」とい
う。)と、 (以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締
結する。

1 品 名
公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

2 契約金額 円
(単価 円 銭 × 数量 枚)

3 納入期限
平成29年 月 日

4 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ
に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速
やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県
には請求できない。

5 その他
平成29年 月 日（契約締結年月日）
甲 住 所

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者
氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代 表 者 印